

2021年2月～3月開催

認定電気工事従事者認定講習のお知らせ

(一財)電気工事技術講習センター 実施

第二種電気工事士の方へ！ 電気工事の施工範囲をご存知ですか？

第二種電気工事士が行える電気工事の範囲（概要）

一般住宅や小規模な店舗、事務所などのように、電力会社から低圧（600V以下）の電圧で受電する場所の配線や電気使用設備等の電気工作物（一般用電気工作物）の設置又は変更工事です。

ビル、工場等の発電・変電設備・需要設備等の自家用電気工作物の電気工事は勿論のこと、ビル等の自家用電気工作物の低圧部、例えば配線器具の設置工事もできません。



しかしながら！！

認定電気工事従事者の認定証の交付を受けると、最大電力500kW未満の需要設備（自家用電気工作物）の電気工事のうち、600V以下の電気工事（簡易電気工事）を行うことができます。

認定電気工事従事者認定講習の受講であなたも

『認定電気工事従事者』の資格が取得できます！！



* 本講習受講後、講習終了証等を添え、住所地を所管する産業保安監督部に認定申請することにより、認定証が公布されます。

（本講習の詳細は一般財団法人電気工事技術講習センターのホームページ

<http://www.eei.or.jp/approval/>）

○開催日時： 2021年2月18日（木）10:00～17:00
2021年3月 3日（水）10:00～17:00
○場 所： 石川県金沢市

受付期間：2020年10月23日（金）～11月13日（金）

申込方法：①インターネット（10月23日より申込み可能）

②申込書をダウンロードして郵送（上記講習センターホームページからダウンロード（10月23日よりダウンロード可能））

③申込書を請求し郵送（所定の返信用封筒を入れ、講習センターへ郵送にて申込書をご請求いただき、（申込書発送は10月中旬）申込書受領後、申込書を郵送（10月23日より申込み可能））

②、③での申込書は、（一財）電気工事技術講習センターへお送りいただき受付いたします。

※認定講習のお申し込み、お問い合わせは…

（一財）電気工事技術講習センター TEL:03-3435-0897

〒105-0004 東京都港区新橋4-7-2 6 東洋海事ビル4階

「認定電気工事従事者」という資格をご存知ですか！

一般財団法人 電気工事技術講習センター



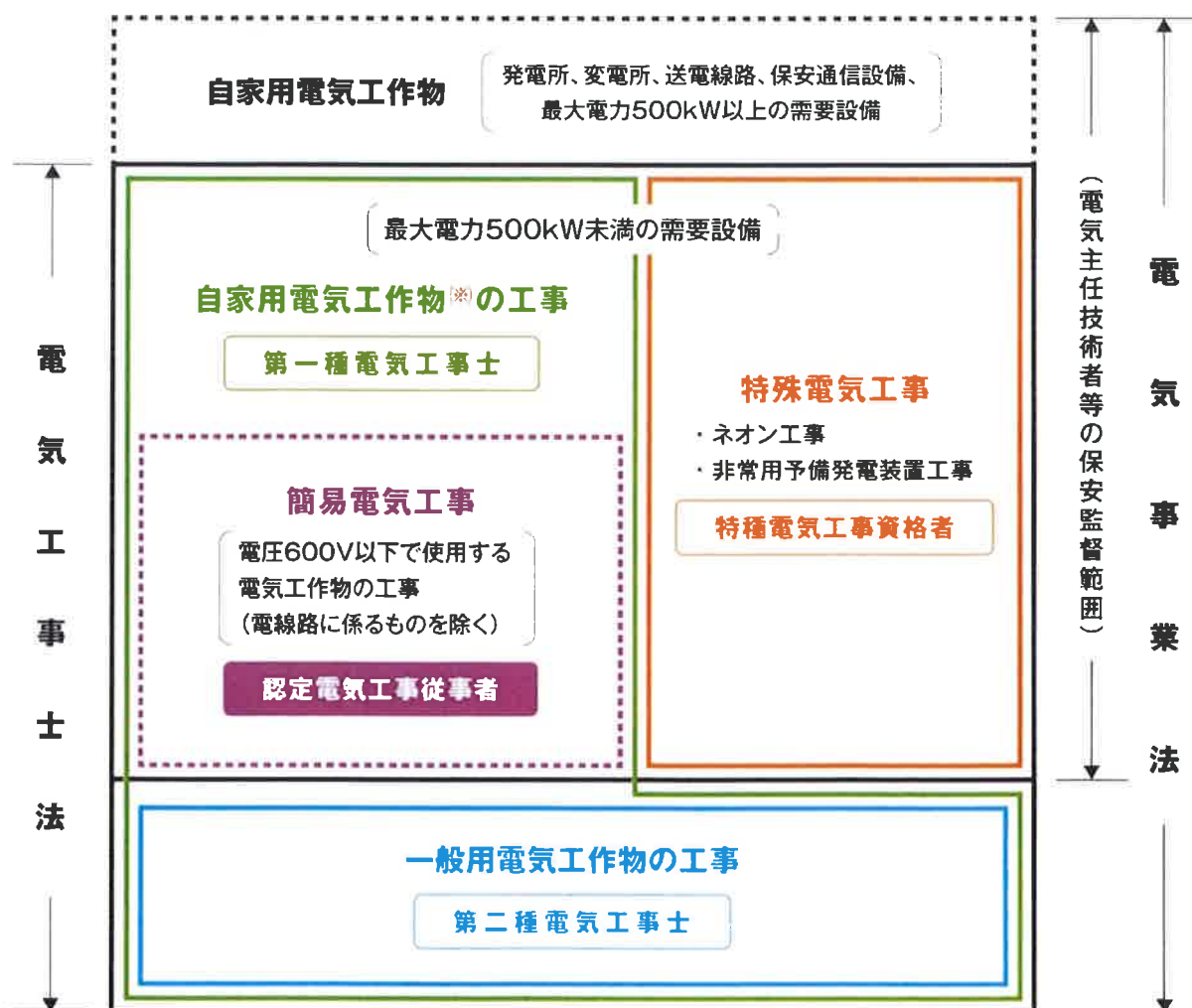
高圧で受電するビル等の最大電力500kW未満の需要設備については、自家用電気工作物^(※)となるため、第二種電気工事士の資格のみでは、その電気工事に従事することはできません。

「認定電気工事従事者」認定証の交付を受けた方は

電圧600V以下で使用する自家用電気工作物の工事（電線路に係るものを除く）（簡易電気工事）に従事することができます。

（下図参照、電気工事士法第3条第4項）

電気工事士等の資格と従事できる工事範囲



1 「認定電気工事従事者認定講習」の受講対象者

以下の資格を有する方が受講対象となります。

(1) 第二種電気工事士免状の交付を受けた方

又は、

(2) 電気主任技術者免状の交付を受けた方

「認定電気工事従事者認定講習」の受講を希望する方は、
当講習センターのホームページをご覧ください。



認定電気工事従事者認定講習 検索

<https://www.eei.or.jp/approval/>

(注) 次の方は認定講習を受講しなくても、住所地を所管する産業保安監督部へ直接申請し、認定証の交付を受けることができます。

- ① 第一種電気工事士試験合格者
- ② 第二種電気工事士免状交付後、電気に関する工事の実務経験が3年以上ある方
- ③ 電気主任技術者免状交付後、電気工作物の工事、維持もしくは運用に関する実務経験が3年以上ある方

2 認定電気工事従事者認定証の交付申請先

当講習センターの「認定電気工事従事者認定講習」修了後、住所地を所管する産業保安監督部に必要な書類を添えて申請してください。産業保安監督部にて認定されると認定電気工事従事者認定証が交付されます。

【申請するには、当講習センターが発行する「認定電気工事従事者認定講習修了証」及び「認定電気工事従事者認定講習講師の資格証明書」が必要となります。】

一般財団法人 電気工事技術講習センター

〒105-0004 東京都港区新橋4-7-2 6東洋海事ビル4階

TEL:03-3435-0897

<https://www.eei.or.jp/>